公 示

水路業務法 (昭和25年法律第102号) 第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月29日

第七管区海上保安本部長 福本 拓也(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1)名 称

福岡県苅田港務所

(2)住 所

福岡県京都郡苅田町港町29番地

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区域

苅田港(付図のとおり)

(2)期間

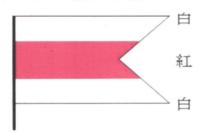
令和7年11月1日から

令和8年1月30日(内1日)

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機 (R2SONIC社製Sonic2024ほか)による測深

- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める標識を掲揚



(2) 七管区水路通報に掲載する。



海上保安庁(JCG)/(C)Esrl Japan 海洋状況表示システムを加工して作成